

令和8年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時		令和8年8月27日 午後1時30分	
2. 場 所		松 浦 市 文 化 会 館 小 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)			
○ 1番	宮本 国男	○ 2番	瀬川 靖典
○ 4番	末武 章	☒ 5番	引地 国弘
○ 7番	武部 利弘	☒ 8番	崎村 康子
○ 10番	宮本 章	○ 11番	坂本 康弘
○ 13番	久保 繁徳	○ 14番	大田 重敏
○ 16番	金子 秀幸	○ 17番	山内 重年
○ 19番	佐々木 龍二	○ 3番	松本 由美子
		○ 6番	大石 恵子
		○ 9番	前田 秀一
		☒ 12番	濱崎 稔
		○ 15番	野中 孝
		○ 18番	須藤 正文
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 川久保 稔美	☒ 山下 勝美	○ 松本 美徳	☒ 松本 伸雄
○ 山口 信也	○ 前田 將直	○ 松瀬 竹虎	○ 新見 哲也
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾	○ 松本 覚二
		○ 山口 康明	○ 長谷川 壽幸
		○ 高田 良彦	○ 渡口 学
		○ 小林 重喜	○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 金 子 恵 子		次 長 田 畑 徹 二	
主 事 補 川 崎 涼		主 事 池 洸 彦	
7. 議 長		佐 々 木 龍 二	
8. 議事録署名委員の指名			
2 番 瀬川 靖典		3 番 松本 由美子	

【事務局長】

皆様こんにちは。ご多用の中ご出席いただきまして有難うございます。そして日頃から農業委員会の業務にご理解とご協力をいただきまして有難うございます。昨夜の雷と大雨は一時的でしたが酷くてびっくりしました。でも恵みの雨になっていることと思います。これからも適度に雨が降ってほしいなと思っております。そして一昨日ですね渇水対策会議が県の吉井庁舎であったんですが、その中で農業共済組合からチラシをもらいましたので情報提供としてお配りしています。これは今後農業共済組合の方から農林課などの窓口に置かれると言われていましたので、これから置かれることになると思いますが、もし皆様に何か問合せ等がありましたら、この様なものがあるよとお伝えいただければとお思いお配りしております。それでは次に進みます。本日、欠席される委員の方は、農業委員5番引地委員、8番崎村委員、12番濱崎委員、推進委員2番山下委員、4番松本伸雄委員です。出席委員は過半数以上が出席しており定足数に達していますので、本総会が成立していることをご報告いたします。まだまだ暑い日が続いておりますが、この様な中でお盆明けの8月17日から農地パトロールを実施しています。予定では9月3日までとなっております。現在、星鹿、今福、上志佐、御厨の4地区が終わったところです。委員の皆様には暑い中ご協力いただきまして有難うございました。暑くて本当に申し訳なく思っておりますが、まだ4地区残っておりますのでどうぞ引き続きよろしくお願いいたします。農地の利用状況につきましては9月30日までにお持ちのタブレット端末に入力していただきますよう併せてお願いいたします。それともう一点ご報告があります。推進委員の■■■■委員さんが入院されているとお聞きして今日の朝ですねご自宅の方に松浦市農業委員会からお見舞いを渡してきたところです。息子さんがおられてお話を伺ったところ、■■■■と言われておりました。今は■■■■から■■■■に転院されてこれからリハビリをされるということで■■■■委員ご本人は今、落ち着かれています。ということですので安心したところです。皆様からのお心遣いにお礼を言われていましたのでここでご報告をさせていただきます。それでは佐々木会長のご挨拶をいただきまして総会に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】

あらためまして皆様こんにちは。8月も下旬を迎えました。暦の上で秋が始まるとされる立秋が過ぎ、暑さが一段落するとされる処暑も過ぎました。しかし日中の猛暑は続いています。気象予報ではこの厳しい暑さがあとひと月続くと予想されております。委員の皆さまには暑さに耐えながらの日々のお仕事大変かと存じます。また、各地区農地パトロールでもご協力いただきありがとうございます。さて、松浦市内の早期米の収穫がほぼ終わりました。今後は干ばつによる水不足の中、普通期米の生育状況が気になるところです。加えて今年の米の価格がどうなるのか農家にとって心配事が絶えません。ところで、この国語辞典、三省堂の新明解国語辞典という辞典なんですが、この辞典で稲という言葉の意味を調べたら、その実から米を取るわが国で一番大切な農作物と載っていました。更にこの同じ辞書で稲作という言葉調べました。すると二つの意味があり、一つは稲の栽培、もう一つはその年の稲の出来具合、この二つ目の意味は私も初めて知りました。稲の作柄ということでしょうか。わが国で一番大切な農作物、稲の作柄と価格の両方で農家の方の心配事が和らぎ生産意欲が維持できるような農業政策や公的支援などが望まれるところです。結びになりましたが、農地の見守り、農家への声掛け、活動記録月10日の農業委員さん、推進委員さんとしての日常活動に今後ご精励賜りますようお願い申し上げます。それでは本日の総会、宜しく願いいたします。

【議 長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員2番、瀬川委員、同じく3番、松本由美子委員にお願いします。続きまして、報告事項に移ります。議案書1ページ農地法第3条の3の規定による届出（相続）、申請事件の処理状況、提案事件の集計表について事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地法第3条の3の規程による届出（相続）でございます。1件でございます。被相続人は志佐町赤木免■■番地 ■■■氏、相続人は志佐町赤木免■■番地 ■■■氏です。農地の表示は志佐町赤木免字柳ノ瀬■■番から字宮ノ久保■■番までの田4筆、畑2筆 計6筆の合計面積7,426㎡です。被相続人の■■氏は令和8年2月5日に亡くなられ、相続人の■■氏が令和8年6月16日に相続登記が完了したということで、令和8年7月29日付けで届出があり、同日受付をしております。

次に申請事件の処理状況です。7月に審議いたしました農地法第4条及び第5条関係がそれぞれ1件ずつでございます。まず、4条関係では、申請人である■■氏が所有する農地を駐車場用地に転用する分が1つ、5条関係では、譲渡人の■■氏と譲受人の■■氏との一般個人住宅に転用する分がございました。いずれも令和8年8月14日付けで長崎県知事の転用許可がおりております。

最後に提案事件の集計表です。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条の所有権移転が1件、農地法第5条の転用申請が2件、うち違反転用による追認申請が1件でございます。承認関係で、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が9件、荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてが1件でございます。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。

はい、無いようですので報告どおりとさせていただきます。それでは付議事項に入ります。2ページ議案第42号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第42号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による許可申請があった為、許可又は不許可をご審議いただくものです。議案は2ページをお願いいたします。事件番号1です。譲渡人は、福島町端免■■番地 ■■■氏、譲受人は、福島町浅谷免■■番地 ■■■氏です。土地の所在は、福島町浅谷免字浅尾坂■■から福島町浅谷免字皿浦■■までの田6筆、合計面積は3518㎡です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のため贈与による所有権の移転を行うものです。■■氏は認定農業従事者ではありませんが、水稻や飼料作物を精力的に作付けされております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間180日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、農業委員16番金子委員をお願いします。

【金子委員】

はい、16番金子です。譲受人の■■さんですけども、耕畜連携の事業等を利用してですね非常に積極的に農業の作業を行われていて、私の方も耕畜連携の方で牧草をいただいたりしておりますので非常に助かっておりますので、非常に積極的に取組んでおられるので問題ないかと思われまます。ご審議の方よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号1番について地元委員さんからの説明がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、お願いします。

【徳田委員】

取得前の面積と取得後の面積、どちらか違っていませんか。

【議 長】

事務局からお願いします。

【事務局】

字平口山の■■■■■という所が、既に■■■■■さんが使用貸借で借りられている所になっていますので、取得前の面積に含まれているという所で、面積が取得後の面積にも含まれているところです。以上です。

【議 長】

よろしいでしょうか。はい、他にご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第42号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請につきまして、申請のとおり決定することといたします。続きまして3ページ、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

あらためまして皆様こんにちは。農業委員会鷹島分室の出口でございます。鷹島地域の案件となっておりますので分室の方より資料内容についてご説明を申し上げます。議案の鑑は3ページとなります。座って説明させていただきます。議案第43号農地法第5条の規定による農地の転用と所有権の権利の移転を行う為、農業委員会に対し許可申請の議案を提出するものでございます。関係資料は事件番号1として29ページから35ページとなっております。資料の29ページ、こちらにつきましては、広域の地図で鷹島町中通免にあるキャンプ場、■■■■■の位置図、次のページの30ページにその地域を拡大した位置図を添付し、加えまして31ページにはさらに拡大した申請地と併用地を地積図として添付をしております。本事案は鷹島町中通免にあるキャンプ場■■■■■において、敷地の一部に転用許可を受けることなく農地が利用されていたことを確認したため、それを是正するため転用の許可申請書が提出されたものでございます。ここまでの経過でございますけども、平成28年頃に違反転用の事実を確認していたものの今日まで是正に至っておりませんでした。その後ですね今年の5月に入りまして土地の所有者及び違反転用者からの再度の相談がありまして、改めて違反転用に至った経緯を聴取いたしまして県の方に連絡いたしましたところ、県より令和8年7月15日付けで農地法第5条の申請書を提出するように指導がありまして、その指導に基づき転用の許可申請書が提出されたものでございます。それでは議案の内容について3ページの方をお願いいたします。譲受人は松浦市鷹島町中通免■■■■■氏です。譲渡人は愛知県名古屋市区中小田井四丁目■■■■■氏と同じく愛知県名古屋市区浮野町■■■■■番地■■■■■氏でございます。申請地は、松浦市鷹島町中通免字友尻■■■■■、地目は田、面積は1091㎡となっています。農地は立地や生産性、都市計画の状況などにより5つの農地区分に分けられています。この区分によりまして建物であるとか駐車場に形を変える農地転用ができるかどうかが決まってまいります。今回、申請があっている土地の所在地は都市計

画区域外となっており、加えて土地改良事業の対象地にもなっておりません。農地の区分は先ほど5つに分類されるということで申し上げましたが、転用が難しい農地を1とするならば、本事案は農業上利用に支障は比較的少ない農地として4番目に位置する農地となっておりまして小規模の団地に属する第2種の農地となっております。転用の目的は、キャンプ場及び駐車場の用地となっております。改めまして違反転用に至った経緯でございますけれども、譲受人の■氏が約40年前にキャンプ場の開設を計画されまして、開設に向けて申請地の他、併用地の所有者へ土地の利用について相談をされたそうです。その結果、それぞれの所有者から了解を得たためキャンプ場として利用を開始し、現在に至っております。土地利用については32ページの土地利用図をお願いいたします。併用地を含めまして図のように利用されております。建築物はバンガロー4棟、それからシャワー室の1棟、それからトイレが1棟、構築物が2基、駐車場が5台分となっております。排水関係については雨水排水は自然流下、シャワー排水は道路側溝へ放流、トイレについては汲み取りでございます。本申請につきましては農地区分が第2種農地であること、40年以上利用されており原状回復が困難であること、これまでに近隣の営農に悪影響を与えた事はない、今後も与える見込みがないこと、それから申請人からはですね顛末書が出されまして今後は法令遵守の意思が示されておることなどから、追認もやむを得ないのではないかなという風に考えておるところでございます。説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

【議 長】

鷹島分室からの説明が終わりました。事件番号1番について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。推進委員18番松崎委員お願いします。

【松崎委員】

推進委員18番の松崎です。8月20日に事務局と現地確認をいたしました。キャンプ場として整備され40年経過しております。農地に戻すのは困難と思われます。生活排水は無く、近くに農地は無いので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

【議 長】

有難うございました。続きまして現地を確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員13番久保委員お願いします。

【久保委員】

こんにちは、農業委員13番の久保です。事件番号1番につきましては8月20日に濱崎委員さん、地元委員の松崎委員さん、そして鷹島分室長の出口さん、事務局の桃田さん、川崎さんで現地を確認を行いました。確認をいたしました内容としては先ほど分室長の出口さんより説明があり、その後の追認申請の対処の仕方等も先ほど報告があった通りでございます。皆様、ご審議をお願いいたします。

【議 長】

有難うございました。続きまして事件番号2番について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

番号2です。関係資料を36ページから39ページに添付しております。譲受人は志佐町高野免■■■■株式会社 ■■■■■ 代表取締役 ■■■■■氏 譲渡人は志佐町高野免■■番地 ■■■■■氏となっております。次に申請地は、志佐町高野免字出口■■■■ 地目が畑となっております。面

積が368㎡になります。農地の区分は第2種農地となっております。転用の目的は、売買により所有権を移転し事務所用地として利用するものです。土地利用については、資料の38ページと39ページをご覧ください。盛土を3mほど行う予定になっており、木造平屋建を建設するとのこと。排水については、雨水は溜樹、汚水及び生活雑排水は公共下水道へ放流とのこと。営農への影響ですが、周辺が農地に囲まれています、何年も耕作されていないため現況が原野になっております。所有者本人からも問題は無いとのことでしたので、何ら問題はないと思われます。許可相当と考えます。

以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

それでは事件番号2番について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員10番宮本章委員をお願いします。

【宮本委員】

農業委員10番宮本です。今、農業委員会の方から説明がありましたように、ここはずっと前から耕作は行われておらず荒地となっておりますし、周辺の農地についても耕作が行われておりませんので、周辺の農地への影響はないかと思しますので、許可申請できると思しますので、ご審議方よろしく願いいたします。

【議 長】

有難うございました。それでは現地を確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員13番久保委員をお願いします。

【久保委員】

農業委員13番の久保です。事件番号2番も同じく8月20日に濱崎委員さん、地元委員の宮本委員さん、事務局の桃田さん、川崎さんとで現地確認を行いました。確認した結果等につきましては先ほど事務局よりご報告があった通りです。近隣農地にも影響はございませんし、雨水や雑排水の処理も適切にされるということで、この転用に関しては問題はないかと思ひます。以上です。ご審議をお願いいたします。

【議 長】

有難うございました。それでは事件番号1番から2番までを一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。続きまして4ページ、議案第44号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第44号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は4ページから27ページまでをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。A to Bの契約が9件の計画内容となっております。最初に農地の出

し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

事務局からの説明が終了しました。ここでしばらく時間を取りますので、担当地区分の資料のご確認をお願いいたします。

それではよろしいでしょうか。各委員さんから何かご意見がございましたらよろしくをお願いします。はい、無いようですので、議案第44号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ本計画を定めるように要請することといたします。続きまして28ページ、議案第45号荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

スライドを準備いたしますので少々お待ちください。議案第45号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてです。非農地通知申出書の提出がありましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかをご審議いただくものです。前方にスライドを用意しています。申出人は、御厨町横久保免■■■■■■■■■■氏です。土地の所在は御厨町横久保免字天久保■■■■ 地目は畑 面積は35㎡となっております。現況地目は山林化しておりました。8月21日に現地確認を行いました。番号1はスライドを見て分かる通り山林化しており、農地への復旧は困難なため、現況山林で非農地判断して差し支えないものと思われまゝ。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終了しました。事件番号1番について地元委員さんである農業委員12番濱崎委員のご意見を伺いたいと思いますが、本日欠席されておりますので事務局から説明をお願いします。

【事務局】

濱崎委員さんからお言葉をいただいております。申請地は山林化しており復旧するのは困難なので非農地判断して問題ないと思われまゝ。以上です。

【議 長】

はい、それでは事件番号1番について審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

はい、無いようですので、議案第45号荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付することといたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項に入ります。事務局からお願いします。

【事務局】

【協議及び事務連絡】

- ・ 農業委員会の旅行について（日程及び行き先の決定）
- ・ 農業委員会系統組織における熊本地震に係る義援金の支出について

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について（留任委員の確認等）
- ・掘り起こし活動実績報告書について（更新しない場合の確認等）
- ・農業委員会だより編集委員会（9月定例会後）
- ・利用状況調査のタブレット入力期限について（9月末まで）

【議 長】

はい、それでは本日の総会を終わります。来月の総会は、令和8年9月25日金曜日、13時30分、場所はこの文化会館のリハーサル室となっておりますので、お間違いの無いようお願いいたします。それでは皆様、本日はどうもお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 36 分